

習志野市在宅高齢者等「食」の自立支援事業 業務委託事業者審査要領

1. 目的

この要領は、習志野市在宅高齢者等「食」の自立支援事業業務委託事業者（以下、「契約事業者」という。）を、習志野市在宅高齢者等「食」の自立支援事業業務委託事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）で選考するための審査方法及び評価基準等を定めることを目的とする。

2. 審査方法

審査は、応募書類から応募資格等を確認し、企画提案書・プレゼンテーション及び面接審査（ヒアリング）から応募者の評価を行い、最も優れた事業者を選考する。

(1) 審査

① 書類審査

対象者から提出された企画提案書の内容等について審査する。

② プrezentation及び面接審査（ヒアリング）

プレゼンテーションは、1事業者30分程度とし、冒頭15分以内で応募者からのプレゼンテーションを受け、その後、本市からのヒアリングを15分程度実施する。
入退室の時間は含めないものとする。

(2) 採点

① 選考委員会は、企画提案書の内容等に関する書類審査、プレゼンテーションの内容等及び面接審査（ヒアリング）の結果を総合的に判断して、評価基準に従い審査項目ごとに採点を行う。

② 採点は選考委員による個別評価及び事務局による客観評価により行い、その合計点を得点とし、最も高い得点を得た対象者を契約事業者とする。なお、下記のいずれかに該当するときは、契約事業者として選定しないものとする。

ア 選考委員による評価の平均点数が総得点の70%未満の場合

イ 選考委員における評価において「市の要求するレベルに達せず問題がある」の評価項目がある場合

③ 評価点数の最も高い対象者が2者以上あるときは、下記の方法により選考する。

ア 見積金額が最も低い対象者を契約事業者とする。

イ 見積金額が最も低い対象者が2者以上あったときは、選定委員の多数決をもって契約事業者を選定する。多数決で同数の場合は、委員長が契約事業者を選定する。

3. 評価基準

No.	評価項目	配点
1	応募理由等	15点
2	運営方針・目標	15点
3	事業実績	10点
4	運営体制	20点
5	運営方法・内容	45点
6	衛生管理、防犯・防災、事故等への対策	15点
7	職員に対する健康管理	15点
8	事業費	15点
9	調理・献立等における配慮・工夫	15点
合計		165点